

# 9. 講習

## 聴覚障害者対象

### 聞こえに不自由している方のための読話講習会 **身**

中途失聴者・難聴者の方が、コミュニケーション手段としての読話技術を学ぶ講習会です。

〈対象〉 都内に居住し、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の中途失聴者・難聴者の方。ただし、ろう学校在学中の方及び卒業生の方は除きます。

〈講習内容〉 (1) 口唇の読み取り (2) 会話の練習 (3) 類似語の練習

〈費用〉 受講料は無料。ただし、教材費は自己負担。

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階  
電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868

### 中途失聴者・難聴者手話講習会 **身**

〈対象〉 都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者の方。ただし、本講習会において修了したクラスを再受講することはできません。

〈講習内容〉

- ・入門クラス 手話の経験がなく、その習得に熱意のある方
  - ・初級クラス 指文字や基礎の手話ができる方
  - ・中級クラス 簡単な手話ができる方
  - ・上級クラス おおむね1年以上の手話経験があり、手話による日常会話が可能な方
- ※本講習は、講師の手の動きやテキストに記載の文字・イラストを見て、実践等を踏まえ、習得する方法で行います。

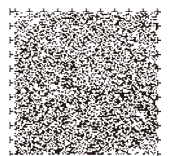
〈費用〉 受講料は無料。ただし、テキスト代は自己負担。

〈問合せ〉 東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課

電話 (03) 5320-4147 FAX (03) 5388-1413



講習



# 視覚障害者対象

## 中途失明者緊急生活訓練 **身**

指導員が家庭などを訪問し、マンツーマンで訓練を行います。歩行・日常生活・点字・パソコン技術等を指導します。

〈対 象〉原則として18歳以上の都内在住の身体障害者手帳を持つ在宅の視覚障害者。

〈費 用〉無料。ただし、教材費、テキスト代は受講者負担。

〈問 合 せ〉公益社団法人東京都盲人福祉協会 訓練担当

〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23 電話 (03) 3208-9001

## その他

### 東京都重度身体障害者在宅パソコン講習 **身**

外出が困難な重度身体障害者の方を対象として、在宅で就労に必要な情報技術を学ぶ講座です。また、就労に欠かせない社会性やビジネスマナーを身に付けることも目標にしています。  
(講習期間：2年間)

〈対 象〉下記、すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- (2) 高校卒業程度の学力を有する方
- (3) 週4日以上、1日4～6時間程度の学習時間を確保できる方
- (4) 外出が困難で一般の教育・訓練・就労の機会を得にくい方
- (5) 都内在住の方

〈費 用〉テキスト代・ソフトウェア代として年間6万円

(インターネット利用料金・資格試験の受験料・スクリーングにかかる交通費等は自己負担になります。)

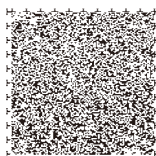
〈問 合 せ〉社会福祉法人東京コロニー 職能開発室

〒164-0011 中野区中野5-3-32

電話 (03) 6914-0859 FAX (03) 6914-0869



<https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>



# 支援者の方へ

## 手話通訳者養成講習会

担当窓口 障害福祉課生活支援係

市では、聴覚障害者とのコミュニケーションを深め、将来手話通訳者になるための講習会を開催しています。

### 〈対象〉

- (1) 市内在住・在勤・在学の方で、聴覚障害者の福祉に理解と熱意がある方
- (2) 満15歳以上の方（中学生を除く）

### 〈対象クラス〉

- (1) 入門…初めて手話を学ぶ方
- (2) 基礎…入門クラスの修了者又は同等の技術と知識がある（主に1年程度学習した）方
- (3) 応用…基礎クラスの修了者又は同等の技術と知識がある（主に2年程度学習した）方で、将来手話通訳者を目指す方
- (4) 養成…応用クラスの修了者又は同等の技術と知識がある（主に3年程度学習した）方で、将来手話通訳者を目指す方

### 〈費用〉 無料（テキスト代実費）

※養成クラス修了後、規定の試験に合格した場合は、国分寺市登録手話通訳者への登録可（助成制度あり）

詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

## 東京都手話通訳者等養成講習会

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に手話等の指導を行い、手話通訳者を養成するとともに、手話の普及を図るために地域における講習会等の指導者を養成することで、聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

### 〈対象〉

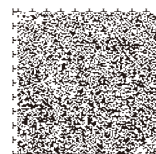
- (1) 都内在住、在勤、在学の方
- (2) 満18歳以上の方
- (3) 手話学習経験3年以上
- (4) 修了後、都内で手話通訳等の活動ができる方

〈講習内容〉 (1) 聴覚障害者に接する心構え (2) 手話通訳論  
(3) 通訳実習・指導実習など

### 〈費用〉 無料（テキスト代実費）

### 〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター

電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868



講習

## 東京都要約筆記者養成講習会

中途失聴者、難聴者のコミュニケーション支援としての要約筆記技術の講習を行い、要約筆記者を養成します。

### 〈対 象〉

- (1) 都内在住、在勤、在学の方
- (2) 満18歳以上の方
- (3) この講習会の受講経験のない方
- (4) 修了後、都内で要約筆記の活動ができる方

### 〈講習内容〉

- (1) 聴覚生活と聴覚障害
- (2) 聴覚障害者に接する心構え
- (3) 社会福祉等の知識
- (4) 要約筆記の方法と技術など

〈費 用〉 無料 (テキスト代等実費)

### 〈問 合 せ〉 東京手話通訳等派遣センター

電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868

## 失語症者向け意思疎通支援者養成研修

失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に失語症者とのコミュニケーションの手法の指導を行い、意思疎通支援者を養成します。

### 〈対 象〉

- (1) 都内に住所を有するか、または都内に日常生活の場を有する方
- (2) 満18歳以上の方
- (3) 講習会を修了後、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方

〈費 用〉 無料 (テキスト代等実費)

〈講習のコース〉 必修基礎コース、応用コース

### 〈問 合 せ〉 一般社団法人東京都言語聴覚士会

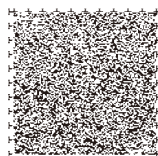
(失語症者向け意思疎通支援者養成事業委員会)

電話・FAX (03) 5325-2032

(※FAXは、東京都言語聴覚士会意思疎通支援社会福祉法人養成事業担当 (行) と明記)



講習



## 知的障害者ガイドヘルパー養成研修

担当窓口 障害福祉課事業推進係

知的障害がある方の外出をサポートするガイドヘルパー（移動支援ヘルパー）を養成します。

### 〈対 象〉

国分寺市の移動支援ヘルパーとして従事できる方。18歳以上で市内在住（近隣市も含む）・在勤・在学の方。

### 〈講習内容〉

講義2日間・演習1日の計3日間の受講後、東京都知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了証明書が交付されます。

〈費 用〉 教材費1,500円 演習時の交通費・入場料など実費。

## 同行援護従業者養成研修

担当窓口 障害福祉課事業推進係

視覚障害で、ひとりでの移動が難しい方のために、外出するときに同行して移動の支援をするガイドヘルパーを養成します。

### 〈対 象〉

国分寺市民への支援を行っている又は国分寺市に所在する事業所に登録し、実際に従事できる原則65歳未満の健康な方。国分寺市内及び市近郊に在住・在勤・在学で通学可能な方。

### 〈講習内容〉

一般課程（20時間）及び応用課程（12時間）の5日間の受講後、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了証明書が交付されます。

### 〈費 用〉

教材費2,640円（税込） 演習での交通費、食事代は実費。



講習

